

企画競争実施の公示

令和5年5月23日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 公共事業労務費調査集計修正業務

(2) 業務内容

農林水産省及び国土交通省の二省では、公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」設定のための基礎資料を得るため、毎年「公共事業労務費調査」を実施している。

本業務は、10月に実施を予定している「公共事業労務費調査」に必要な、既存のシステム（工事選定・集計）及び調査実施の手引き等を、令和5年度調査に対応した内容に更新するとともに、調査結果のデータを用いた集計表及びグラフを作成することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年2月29日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。

(5) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 企画競争実施に係る説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

・当局からCD-R等の記録媒体または郵送により交付を受けた者

(8) 技術者等に関する要件

管理技術者は以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（情報工学部門・総合技術管理部門（情報工学部門に関する学科に限る）
- ・ITストラテジスト
- ・プロジェクトマネージャ
- ・システムアーキテクト
- ・データベーススペシャリスト
- ・エンベデッドシステムスペシャリスト
- ・ITサービスマネージャ
- ・システム監査技術者
- ・応用情報技術者
- ・基本情報技術者
- ・PMP（Project Management Professional）
- ・ITコーディネータ
- ・MCSE（マイクロソフト認定ソリューションエキスパート）
- ・ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）審査院資格以上
- ・ITILエキスパートまたはマスター

（９）業務実績に関する要件

企業及び配置予定管理技術者は平成25年度以降公示日までに完了した業務において、以下に示す条件を満たす1件以上の同種又は類似業務実績を有していなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人の公共事業に関する統計処理・分析情報処理プログラムの開発（または改良）かつデータ処理を行った業務

類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人の公共事業に関する統計処理・分析情報処理プログラムの開発（または改良）またはデータ処理を行った業務

3. 手続等

（１）担当部局等

〒950-8801

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買係

電話：025-370-6647（内線 2536）

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和5年5月23日（火）から令和5年6月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

交付場所：3.（１）に同じ

交付方法：交付希望者は、CD-R等の記録媒体（USBメモリ等のディスク以外の記録媒体は不可）を持参のうえ、3.（１）に備付の交付専用パソコンから、電子データを保存し、交付を受けること。なお、郵送希望者はCD-R等の記録媒体を返送用の封筒（切手添付）とともに3.（１）宛てに送付すること。

（３）企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年6月13日（火）12時00分

提出場所：3.（１）に同じ

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

（４）企画提案に関するヒアリング

本業務はヒアリングを省略する。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

- ①企画提案書
- ②基本事項
- ③ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標
- ④参考見積

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通過
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
3. (1) に同じ
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、提出された提案書を無効にするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 特定されなかった企画提案書は、必要に応じて返却する。ただし返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (8) 特定した提案内容については、行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (10) 詳細は説明書による。

以 上